

地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託

企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

I 募集

1 業務名称

地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託

2 目的

県内における鳥獣による農作物被害は、平成22年度を境に被害額は減少傾向にあったが近年増加の兆しにある。特に中山間地域では、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加につながるなど、重要な問題となっている。

そのため、本県では、野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない「えづけSTOP!対策」※1の実践を通じた「地域ぐるみの鳥獣害対策」を推進しているところである。

本事業は、地域における「えづけSTOP!対策」実践に向けた人材育成及び取り組み支援と、周知啓発を図ることを目的として実施する。

※1 「えづけSTOP!対策」について

野生鳥獣は、「えさ」があり、安全に隠れられる「ひそみ場」があると、安全に食物が得られる場と学習してしまう（えづけ）。このため、野生鳥獣のえさとなるものを排除し、ひそみ場となりえる場所の除去を行うことを「えづけSTOP!対策」としている。

3 業務内容

別添「地域ぐるみの鳥獣被害対策推進業務委託基本仕様書」のとおり
なお、この仕様書は業務委託に係る最低限の仕様を示したものである。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

5 業務の形態

提案公募による随意契約（企画コンペ）

6 業務執行体制

2人を担当者とする。

7 成果品

実績報告書（紙媒体及び電子媒体の両方にて納品）

8 権利

委託業務に関する全ての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

9 契約保証金

県会計規則第77条の規定により納めることとする。ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合は免除することがある。

10 予算額

3,900千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は提案に当たっての目安（上限）を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

Ⅱ 応募

1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

2 応募等スケジュール

(1) 公告（県HP）	令和7年 5月30日（金）
(2) 募集説明会の参加申込期限	令和7年 6月11日（水） 17時
(3) 募集説明会	令和7年 6月20日（金）※参加任意
(4) 企画提案書の提出期限	令和7年 7月 4日（金） 17時
(5) 結果通知	令和7年 7月11日（金） 以降
(6) 契約内容協議・契約締結	令和7年 8月上旬（予定）
(7) 事業開始	令和7年 8月中旬（予定）
(8) 委託終了	令和8年 3月6日（金）まで

3 募集説明会

- (1) 日時：令和7年（2025年）6月20日（金）10時から
- (2) 場所：県庁本館9階 農村計画課・農地整備課分室
- (3) 申込：参加を希望する場合は、令和7年6月11日（水）17時までに、別添様式1「募集説明会参加申込書」をむらづくり課担当あてメール、郵送又は持参により提出すること。

4 参加申込書の提出

本企画提案への参加を希望する場合は、令和7年（2025年）7月4日（金）17時までに、別添様式2「企画提案参加申込書」に必要事項を記入のうえ、むらづくり課担当あて、メール、郵送又は持参により提出すること。

5 提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書・添付文書（別添様式3）
 - イ 提案書（表紙）
 - ウ 企画書
 - エ 作業スケジュール
 - オ 経費一覧
 - カ 体制図
 - キ プロジェクトリーダー略歴
 - ク 類似業務実績書

※ア以外の様式は自由。原則A4番で作成。ア及びイ以外にページ番号をつけること。

- (2) 提出部数：6部（正1部、副5部）
- (3) 受付期間
令和7年（2025年）6月20日（金）から令和7年（2025年）7月4日（金）17時まで
- (4) 提出先：むらづくり課担当あて
- (5) 提出方法：持参又は郵送による（受付期間内に必着のこと）

6 質問

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、令和7年（2025年）6月11日（水）17時までに、別添様式4「質問書」をむらづくり課担当あて、メール又は持参により提出すること。

なお、質問の内容と県からの回答については、他の企画応募者にも情報提供する。（社名・担当者名等は明らかにしない。）

Ⅲ 選定

1 選定方法

参加者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員が「審査基準」に基づき審査を実施することとし、最も評価の高い者を契約の相手方として選定する。

なお、審査は企画提案書の書面審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。

【審査基準】

項 目	確 認 内 容
Ⅰ 企画内容	企画内容は、事業の趣旨を反映し、地域の指導者を育成するものであるか。
	効果的なマニュアルの構成になっているか。
	手法は、効果的・効率的で、実行可能な内容になっているか。
Ⅱ 追加提案	その他、目的を達成するための追加提案があるか。
Ⅲ 実施体制 及び スケジュール	着実に実行できる体制となっているか。
	全般的に合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	過去の類似業務の実績はあるか。
Ⅳ 事業者の取組	①熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）はあるか。
	③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（業務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）はあるか。
	⑤熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。
	⑥パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

IV その他

1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】 熊本県

【事務局】 熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】 宮島

メール：miyajima-t-w@pref.kumamoto.lg.jp

TEL：096-333-2416

2 留意事項

- （1）応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- （2）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- （3）提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- （4）応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。
- （5）企画コンペ参加申請が1者であっても、書面審査を執行する。
- （6）採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなりますので、了解のうえ応募すること。
- （7）県と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- （8）委託契約後、委託料の前払いが必要な場合は、県に対して委託料の一部を請求することができるものとする。